（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官九十四人以内を置く。

２　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官十四人以内を置く。

２　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官七十八人以内を置く。

２　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百二十九人以内を置く。

２　（略）

（総括地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて総括地域防災調整官十六人以内を置く。

２　（略）

（地域防災調整官）

第百四十五条の三　河川国道事務所等を通じて地域防災調整官四十七人以内を置く。

２　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十人以内を置く。

２　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十一人以内を置く。

２　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官六十五人以内を置く。

２　（略）

（契約調整官）

第百四十八条の四　港湾事務所等を通じて契約調整官七人以内を置く。

２　（略）

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十二人以内を置く。

２　（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち七人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。

２　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち八人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官九十五人以内を置く。

２　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官十五人以内を置く。

２　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官七十四人以内を置く。

２　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百二十二人以内を置く。

２　（略）

（総括地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて総括地域防災調整官十七人を置く。

２　（略）

（地域防災調整官）

第百四十五条の三　河川国道事務所等を通じて地域防災調整官四十六人以内を置く。

２　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十一人以内を置く。

２　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百七十三人以内を置く。

２　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官六十二人以内を置く。

２　（略）

（契約調整官）

第百四十八条の四　港湾事務所等を通じて契約調整官六人以内を置く。

２　（略）

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十三人以内を置く。

２　（略）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち三人は、当分の間、置かれるものとする。

２　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち七人は、令和九年三月三十一日まで置かれるものとする。